

対象者は忘れずに接種を！

# 高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎球菌は、気管支炎・肺炎などの重い合併症を引き起こす可能性があります。予防接種により、重症化・死亡リスクを軽減させられます。希望者は、体調の良いときに接種してください。

対象／左表の人で、今まで一度も同予防接種を受けていない人

| 令和2年度の対象者 |                       |
|-----------|-----------------------|
| 年齢        | 生年月日                  |
| 65歳       | 昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生 |
| 70歳       | 昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生 |
| 75歳       | 昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生 |
| 80歳       | 昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生 |
| 85歳       | 昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生 |
| 90歳       | 昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生   |
| 95歳       | 大正14年4月2日生～大正15年4月1日生 |
| 100歳      | 大正9年4月2日生～大正10年4月1日生  |



(対象者には個別通知)  
接種期限／  
令和3年3月31日(水)

接種料金／  
自己負担金4,260円  
(生活保護世帯に属する人は自己負担免除、接種前に要申請)

注意事項／  
※60歳～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能、もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、厚生労働省令で定める人も対象です。希望者は、主治医と相談し、接種前に手続きをしてください。

※令和2年度の対象者は、令和3年度以降に対象となることはありません。希望する人は忘れずに接種してください。

健康づくり課  
055(949)6820

# 開催迫る！ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

☎ スポーツ振興課 ☎ 055-948-1460

いよいよ、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の開幕が間近に迫ってきました。市では、モンゴル国柔道競技のホストタウンとして、事前合宿の受け入れを予定しています。また、3月26日から聖火リレーもはじまっており、6月26日(金)には伊豆の国市にやってきます。

今後、広報いずのくにでは、順次情報をお知らせしていきます。



## ◆広報いずのくにへの掲載予定情報

5月号：聖火リレーについて

6月号：ホストタウンについて、自転車競技関係について

7月号：ライブサイト、パブリックビューイングについて

8月号：パラリンピックについて

トーチイメージ画像 (画像提供：Tokyo 2020) ▶

女性の自主的な学習活動を支援

# 女性学習支援事業費補助金

地域社会の健全な発展を目的に、「女性学習支援事業」を実施する市内の女性団体などに対し、補助金を交付します。



対象となる事業／女性の自立や男女共同参画社会実現を目的とした次の要件を満たす事業

- ①公益的または社会貢献的な事業で、地域住民の福祉の増進に寄与することが期待できること
- ②地域の実情や特性を十分踏まえ、地域社会の問題解決に効果が期待できること
- ③その効果が市内において生ずること

事業期間／4月1日～令和3年3月31日  
補助金額／補助対象経費の2分の1以内、1団体あたり上限5万円

補助金対象／講師謝礼、消耗品費、印刷製本費、委託料、使用料、賃借料など  
※要綱で定める経費

応募要件／次の要件を全て満たす団体の活動を目的とせず、自主的に公益的な活動を行う団体(市民活動団体、

NPO、ボランティアグループなどであること

②おおむね5人以上の会員で組織していること(会員名簿の提出が必要)

③会計処理が適切に行われていること  
応募方法／「伊豆の国市女性学習支援事業費補助金交付要綱」を確認のうえ、4月1日(水)～20日(月)に地域づくり推進課に持参または郵送(必着)で提出してください。要綱の様式は市HPまたは地域づくり推進課で入手できます。

審査／申請があった全ての事業内容について審査し、予算範囲内で補助金の交付団体を決定します。

☎ 地域づくり推進課

〒410-2292

伊豆の国市長岡340-1  
☎ 055(948)1412

助成は最大10万円

# 不妊症・不育症 治療費の 助成制度 をご利用ください



市では、医療機関で行う全ての不妊症・不育症治療に対し、その治療費の一部を助成しています。静岡県で行っている「特定不妊治療費助成制度」を申請していても、重ねて市の助成を受けることができます。

☎ 健康づくり課  
☎ 055-949-6820

◆申請に必要な書類など／

- ①伊豆の国市不妊・不育症治療費助成金交付申請書
- ②戸籍上夫婦であることを証明する書類(戸籍謄本、または戸籍全部事項証明書)1通  
※外国籍の人は問い合わせください。
- ③夫婦両方の被保険者証などの写し
- ④同意書(夫婦それぞれ自署)
- ⑤印鑑(訂正時に必要・シャチハタなどは不可)

◆令和2年度の書類提出期限／

令和3年3月31日(水)

※この制度を利用する人は、まず申請をして助成金の交付決定を受けてください。申請時に治療が終了している必要はありません。早めに申請してください。

◆対象者(次の条件をすべて満たす人)／

- 法律上婚姻している夫婦で、夫婦の両方または一方が1年以上、市内に住民登録がある人
- 夫婦のいずれもが健康保険に加入している人
- 不妊症・不育症治療に対する補助をほかの地方公共団体から受けていない人(静岡県特定不妊治療費助成制度を除く)

◆助成金額／

支払った不妊症・不育症治療費(高額療養費などは差し引く)の10分の7以内で、上限10万円

◆助成の回数／

1年度に1回(助成期間は通算5年間)

◆申請場所／

健康づくり課(韮山福祉・保健センター内)